

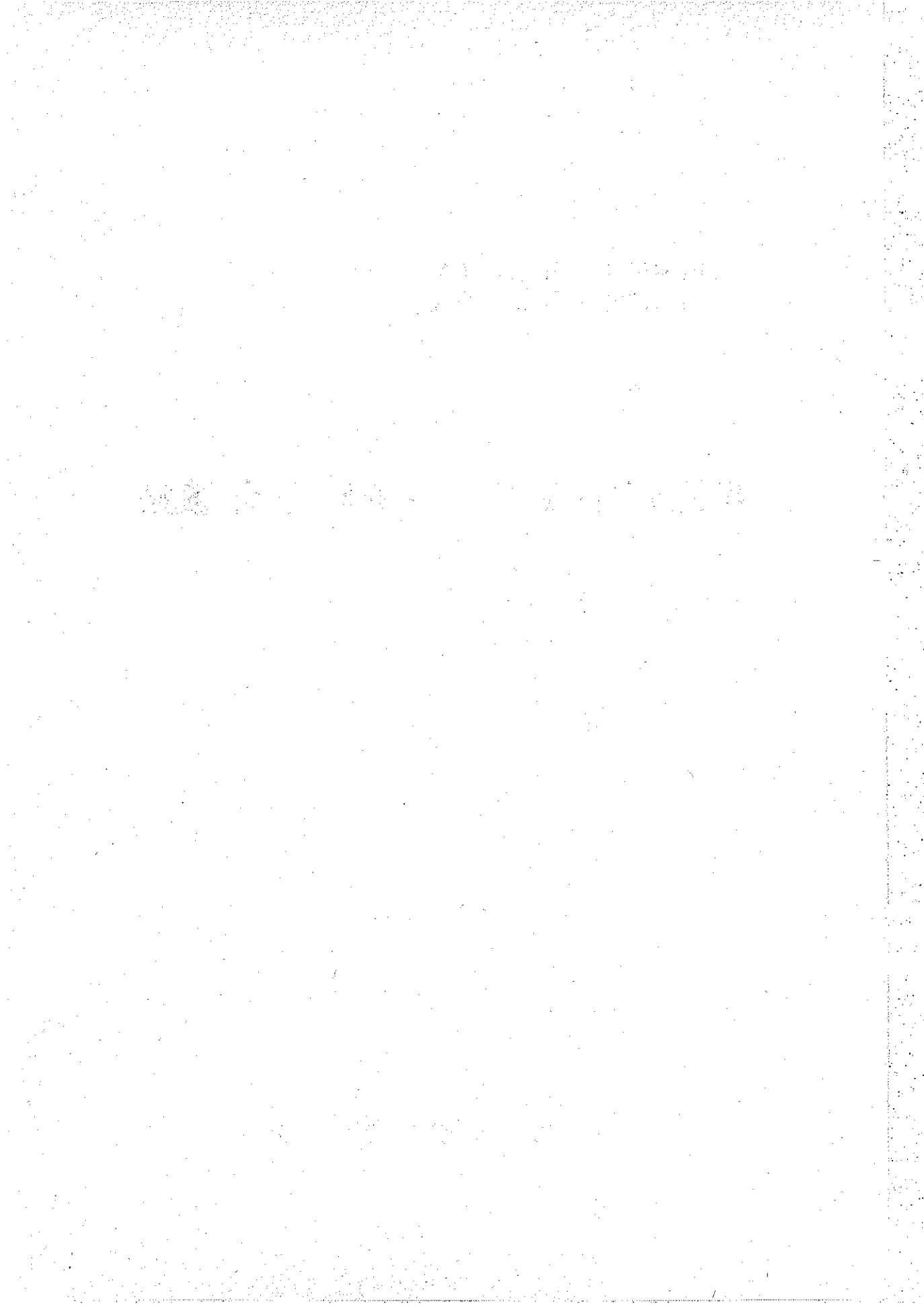
昭和51年8月6日開会  
昭和51年8月6日閉会

---

# 和泉市議会第2回臨時会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第2回臨時会会議録目次

昭和51年8月6日(金曜日)

○出席議員、欠席議員	1頁
○議事説明員その他	1頁
○議事日程	3頁
○開会宣告(午後2時5分)	4頁
○会議録署名議員(成田秀益君、坂上国治君、竹内修一君)	4頁
○市長開会あいさつ	4頁
○会期の決定(8月6日)	5頁
○日程第1 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	5頁
○日程第2 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例制定について	9頁
○日程第3 和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	13頁
○日程第4 工事請負契約締結について(市立鶴山台北小学校増築工事)	16頁
○日程第5 和泉市身障者福祉に関する請願書	18頁
○閉会宣告(午後2時40分)	20頁
○市長閉会あいさつ	20頁
○議長閉会あいさつ	21頁



昭和51年8月6日午前10時和泉市議会第2回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	天堀博君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

6番 柏音三郎君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	広報広聴課長	竹田明郎
助役	坂口礼之助	財務部長	宇沢清
収入役	橋本炳	財務部次長	門林六男
市長公室長	西川喜久	財政課長	麻生和義
市長公室次長兼秘書課長	杉本弘文	同和対策部長	佐原行雄

同和对策部次長 兼総合調整課長	生田 稔	用地担当(部次長級)兼 土地開発公社事務局長	橋本 昭夫
重要施策推進室長	小林 一三	病院長代行	岩見 洋
重要施策推進室次長	富田 宏之	病院事務局長	平野 誠蔵
市民部長	内田 繁	病院事務局次長兼 庶務課長	藤原 光夫
市民部理事	吉岡 昭男	消 防 長	和田 増義
市民部次長兼福祉事務 所長兼保育課長	中西 淳富	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	湯川 行夫
産業衛生部長	山本 俊兼	教育委員長	堀内 由延
産業衛生部次長	岩井 益一	教 育 長	葛城 宗一
市 参 与 兼建設部長事務取扱	中塚 白	市参与兼教育次長	阪東 重信
建設部次長	森 保	指 導 部 長	乾 武俊
改良事業部長	林 徳次	管 理 部 長	広岡 史郎
改良事業部次長	逢野 一郎	管 理 部 次 長 兼 総 務 課 長	松村 吉堯
水道部長	田中 稔	選挙管理委員会 事務局長	青木 孝之
水道部次長 (事務担当)	高橋 新平	監 査 委 員	西口 喜一郎
水道部次長 (技術担当)	福本 喬次	監査事務局長兼公平 委員会事務局長	山本 亮夫
用地担当理事兼土地 開発公社事務局長	西川 武雄	農業委員会事務局長	杉本 忠彦

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 北野 丈夫  
次長 逢野 博元  
議事・調査係長 西垣 宏高  
調査係 佐土谷 茂一  
議事係 山本 雅俊

昭和51年和泉市議会第2回臨時会議事日程

(8月6日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第63号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 1
2	議案第64号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 9
3	議案第65号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	P. 14
4	議案第66号	工事請負契約締結について(市立鷺山台北小学校増築工事)	P. 17
5	請願第1号	和泉市身障者福祉に関する請願書	別紙

(午後2時5分開議)

- 議長(貝淵博治君) それでは、大変長らくお待たせして恐縮でございます。議員の皆様には暑さことのほか厳しい折、なおまた、改選期を控えて何かとお忙しい中にもかかわらず、御出席賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまより昭和51年第2回臨時会を開会いたします。

- 議長(貝淵博治君) 本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。柏議員さんから欠席の届け出が出ております。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、23名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員23名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録の署名議員を27番、成田秀益君・28番、坂上国治君・29番、竹内修一君・以上3名の方をお願いいたします。

なお、議場に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、御了承願います。

この際、市長のあいさつを許します。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 一言、ごあいさつ申し上げます。

本日、ここに昭和51年第2回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には暑さことのほか厳しい折、なおまた、公私何かとお忙しい中にもかかわらず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本臨時会において御提案申し上げます議案は、消防団員等に対する公務災害補償条例の一部改正、同消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例改正と保育所設置条例の一部改正、以上3件の条例制定と工事請負契約締結についての4議案でございます。議案内容の詳細につきましては後ほど御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議賜りまして御可決いただきますようお願い申し上げます、はなはだ簡単でございますが、開会に当たってのごあいさつといたし



ます。どうかよろしく願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 市長のあいさつが終わりました。

この際、お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日一日と決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日一日と決定いたします。

○ 議長（貝淵博治君） それでは、これより日程審議に入ります。日程第一「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第63号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年8月6日提出

和泉市長 池田 忠 雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。第5条第2項第2号中「3,800円」を「4,200円」に、「6,500円」を「7,200円」に改め、同条第3項中「166円」を「200円」に、「50円」を「67円」に、「116円」を「133円」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1 補償基礎額表（第5条関係）

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団 長 及 び 副 団 長	6,200円	6,700円	7,200円
分 団 長 及 び 副 分 団 長	5,200	5,700	6,200
班 長 及 び 団 員	4,200	4,700	5,200

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という）第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、昭和51年4月1日（以下「適用日」という）から適用し、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という）の規定に基づく休業補償、障害補償、遺族補償及び葬祭補償のうち同年3月31日までの間に係る分については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という）の前日までの間において、旧条例の規定に基づく休業補償、障害補償、遺族補償及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る）並びに旧条例の規定に基づく障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に支給の事由の生じたものに限る）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和51年政令第100号）が公布施行されたことに伴い、本市においても、その改正に従い、損害補償を改善する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第63号参考資料

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
（補償基礎額）	（補償基礎額）
第5条 略	第5条 略
2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。	2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。
(1) 略	(1) 略
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、	(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、

又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となつた場合にあつては、4,200円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して著しく公正を欠くときは、7,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する者については200円を、第2号から第5号までの一に該当する者のうち、2人までについてはそれぞれ67円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者が不在の場合にあつては、そのうち1人については133円）、その他の者については1人につき13円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
- (2) 18歳未満の子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母

又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となつた場合にあつては、3,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して著しく公正を欠くときは、6,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する者については166円を、第2号から第5号までの一に該当する者のうち、2人までについてはそれぞれ50円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者が不在の場合にあつては、そのうち1人については116円）、その他の者については1人につき13円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
- (2) 18歳未満の子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 18歳未満の弟妹

(5) 不具廃疾者

別表第1 補償基礎額表(第5条関係)

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副 団長	円 6,200	円 6,700	円 7,200
分団長及び 副分団長	5,200	5,700	6,200
班長及び団 員	4,200	4,700	5,200

備考 略

(4) 18歳未満の弟妹

(5) 不具廃疾者

別表第1 補償基礎額表(第5条関係)

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副 団長	円 5,600	円 6,050	円 6,500
分団長及び 副分団長	4,700	5,150	5,600
班長及び団 員	3,800	4,250	4,700

備考 略

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。
- 消防長(和田増義君) お許しを得まして消防長、ただいま御提案をいただきました議案第68号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、その提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本年、政令第100号をもちまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正公布されたことに伴いまして、本市におきましても、本条例を改正する必要性が生じてまいりましたことから御提案申し上げるものでございます。

改正の内容につきましては、第5条に規定してございます、本条例に定めておる各種の補償がございしますが、この補償の基礎となる額を引き上げようとするものでございます。一つは、消防団員以外の一般人の方の基礎額を従来、3千800円とございましたものを4千200円に、さらに、その最高額6千500円を7千200円に引き上げ、また、消防団員及び一般人を通じて扶養家族がある場合の加算額を引き上げようとするものでございます。その一つは、配偶者につきましては160円を200円に、2号の祖父母等につきましては、そのうちの2人までを1人につき50円と規定しておりましたのを67円に、配偶者のないときは、1人について、116円と規定しておりましたのも133円に引き上げ、また、消防団員につきましては、別表に掲げる基礎額の最低3千800円を4千200円に引き上げ、最高6千500円を7千200円に

それぞれ引き上げようとするものでございます。

なお、改正された部分に対する適用につきましては、本年4月1日以後発生した事例に適用しようとするものでございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本案について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終結いたします。

お諮りいたします。本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第63号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第2「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第64号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する

条例の一部を改正する条例制定について

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年8月6日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する

条例の一部を改正する条例（案）

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年和泉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中	円	円	円	円	円	を	円	円	円	円	円	に
	50,000	80,000	120,000	160,000	200,000		60,000	100,000	150,000	220,000	300,000	
	45,000	70,000	100,000	140,000	180,000		55,000	85,000	130,000	190,000	270,000	
	40,000	60,000	90,000	120,000	160,000		50,000	70,000	110,000	160,000	240,000	
	35,000	55,000	80,000	110,000	150,000		45,000	65,000	100,000	140,000	210,000	
30,000	50,000	75,000	100,000	140,000	40,000	60,000	90,000	130,000	190,000			

改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という）別表の規定は、昭和51年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和51年4月1日からこの条例施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

#### 理 由

消防団員等公務災害補償等共済基金施行令の一部が改正されたことに伴い、本市においても非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の支給額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第64号参考資料

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

		新				旧				
別表	階級	退職報償金支給額表(第2条関係)				退職報償金支給額表(第2条関係)				
		勤	務	年	数	勤	務	年	数	
団	長	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	50,000 円	80,000 円	120,000 円	160,000 円	200,000 円
		30年以上								
副団	長	55,000	85,000	130,000	190,000	45,000	70,000	100,000	140,000	180,000
		270,000								
分団長及び副分団長	班長	50,000	70,000	110,000	160,000	40,000	60,000	90,000	120,000	160,000
		210,000								
団	員	45,000	65,000	100,000	140,000	35,000	55,000	80,000	110,000	150,000
		190,000								
団	員	40,000	60,000	90,000	130,000	30,000	50,000	75,000	100,000	140,000

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 消防長（和田増義君） 引き続きまして、お許しを得まして消防長より、ただいま御上程をいただきました議案第64号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本年、政令第77号をもちまして、消防団員等公務災害補償等共済基金施行令の一部が改正されたことに伴いまして、本市における非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の支給額を引き上げようとするものでございます。

内容につきましては、別表に示しておりますところの勤務年数別階級別の支給額をおのの最低3万円のところを4万円に、最高20万円のところを30万円にそれぞれ引き上げようとするものでございます。

なお、この改正部分の適用につきましては、4月1日以後に退職した消防団員に適用したいとするものでございます。よろしく御審議くださいます、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） 2点お聞きしたい。

10ページの別表中、右側の1番上の数字が5、8、12、16、20万、それが左側のように改正されて6、10、15、22、30万、そうするとその差が1、2、3、6、10万となつてますが、これは政令でこうなつたからこうするんだろうと思いますが、ちよつと差がきつんと違いますか。改正の上積みの方をもう少し下げることができないのかどうか。

それから、4月実施ということですが、30年以上の和泉市内の該当者は何人ぐらいあるんですか。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 消防長（和田増義君） お答えいたします。

第一点の引き上げ額の差が大き過ぎるんじゃないかという御質問と承知いたします。本件につきましては、おのの25段階に分かれておりまして年数別、階級別とございますが、これにつきましてはいろいろと諸般の事情を検討し、政令のそのまま決めさせていただきました。若干、そういう点はあるかもしれませんが、各市の状況を見たとで適正な額に決めるよう努力してあるところでございます。現在、政令どおりにしております。

それから、今年3月までの分を見ますと、30年以上の者はなし、4月以後は10年～15年が1人、25年～30年は2名でございます。30年以上はございません。

○ 18番（直村静二君） ある、ないにかかわらず、あつた場合、一つの基準として、30年



以上になつたときに退職されるんか、あるいはまだいくんか。

○ 消防長（和田増義君） これは何年になつたらやめるという規定は設けてごさいません。御健康で御活躍される限り、御本人の事情を勘案してやつておりますが、年数的には決めてごさいません。

○ 議長（貝淵博治君） ほかに質疑、御意見ないものと認め、これを終結いたします。

お諮りいたします。本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第64号を原案どおり可決することに決めます。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第3「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第65号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年8月6日提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）

和泉市保育所設置条例（昭和48年和泉市条例40号）の一部を次のように改正する。

別表中「

和泉市立芦部保育園	和泉市芦部町212番地
-----------	-------------

」を「

和泉市立芦部保育園	和泉市芦部町250番地
-----------	-------------

」に改める。

附 則

この条例は、昭和51年9月1日から施行する。

理 由

市立芦部保育園が移転して建設されたことに伴い、位置を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市保育所設置条例の一部改正(案)新旧対照表

新		旧	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
和泉市立 芦部保育園	和泉市芦部町 250 番地	和泉市立 芦部保育園	和泉市芦部町 212 番地
(以下略)		(以下略)	

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明をお願いします。
- 市民部長(内田繁君) それではお許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第65号「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、理由でございますが、既設の市立芦部保育園が狭わいと老朽化が著しいため、現在の位置から移転をいたしまして建設工事を進めてまいつたわけでございますが、間もなく完成の運びになりましたので、その位置を変更する必要が生じたので御提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては今般、和泉市立芦部保育園を建設移転に伴いまして、和泉市保育所設置条例の別表中、「和泉市立芦部保育園 和泉市芦部町 212 番地」を「和泉市芦部町 250 番地」に改めさせていただきたく存ずるわけでございます。

なお、附則といたしまして、昭和51年9月1日から施行させていただきたく存じておるわけでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

- 議長(貝淵博治君) 本案について質疑、御意見を承ります。
- 18番(直村静二君) この条例を見ますと、212番地から250番地に移転するというところでございますので、芦部保育園は新築に値するものかと思いますが、これが増改築の案件からこうなつてると思います。その点、明確に新設にふさわしい状態か、それとも増改築なのかお答え願いたいのと、2番目は、国庫補助、府補助市単費等で金額的に幾らになつてるか。もちろん、土地は借地料を払つてるからいいんですが、建物についての補助等についてお答え

願いたい。

それから、番地が変わってますので、当然、芦部小学校の横は取り壊すのか、それとも、その跡をどうしようとするのかの説明を願いたい。

それから、この案件に直接ではないんですが、保育園関係でこういうふうに新しく建ってくるものは全部下水、排水はきちんといってると思いますが、少し東側へ行くと北池田保育園がございませう。この間聞きますと、北池田の保育園は排水施設がないので、北池田小学校の運動場へそのまま流し、天日で乾かして処理するということもありますので、議案とは直接関係がありませんが、関係者から合わせてお答え願いたい。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 市民部長（内田繁君） まず、第一点の問題提起されておりますいわゆる増改築であるという事で、新築ではないかということですが、実は、これは増築をいたしました、新築に等しい建設工事、ほとんど新築に近い建物であるというふうに御解釈賜りたいと思います。

2番目の補助金等につきましては、担当課長からお答え申し上げたいと思います。

- 市民部次長（中西淳富君） お答えいたします。

第2点の補助金の件でございますけれども、国庫補助金といたしまして3千70万3千円、府補助金3千20万8千5百円、計6千91万1千5百円をいただいております。

なお、北池田保育園の排水についての御指摘ももっともございまして、早急に排水路の整備を行ってまいります。

以上でございます。

- 市民部理事（吉岡昭男君） 跡地についての御回答を申し上げます。

保育現課といたしましては、新築に移転後、現在の保育所を直ちに移管いたします。現時点では、跡地についての利用等については決定しておりません。早急に市として前進的に十分検討してまいりたい、かように思っております。

- 18番（直村静二君） これは質問してなかつたが、増改築であれば、そのままの人数の子供がいく、新築に等しければ当然、零、1、2歳という、芦部の現在の保育園との関係で、たとえば待機者からそういうものを入れるのかどうかということも、新設に等しい人数なり、内容も変わってくると思うが、その点明快に…。

- 市民部長（内田繁君） 新設に等しい建物でございますが、御承知のとおり、これは老朽化をいたしまして移転をせざるを得ない状態の中から急拠、建設したわけでございます。したがって、年度途中の移転でございますので、当面、現在の保育体制でもって保育をしてまいりたい、かように現在考えております。

- 18番(直村静二君) 途中であつても、旧園が新園になり、定数なりがすいてきた場合には、現在、待機者がありますのでね。ただし、年齢によって差がありますから、何歳ぐらいがすいてくるか、すいたら入れるのかということです。あなたの答弁では、そのまま何にもしないという感じ、保育体制は変わらないのか。
- 市民部長(内田繁君) お答えいたします。  
ただいま申しあげましたように、当面、現在の保育の数でもつてまいりたい、増減等については現在のところ、考えておりません。
- 18番(直村静二君) すくことはないんやな。
- 市民部長(内田繁君) 恐らく、零、1、2歳については同時に保育するんじゃないかという考えはないかということですが、それについては現在のところ、考えておりません。
- 18番(直村静二君) 零、1、2については、開設した時点ですいてる場合でも…。
- 市民部長(内田繁君) はい。
- 議長(貝淵博治君) ほかには質疑、御意見をいものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議ないものと認め、議案第65号を原案どおり可決決定いたします。

- 
- 議長(貝淵博治君) 次に、日程第四「工事請負契約締結について」(市立鶴山台北小学校増築工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第66号

#### 工事請負契約締結について

市立鶴山台北小学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり市議会の議決を求めらる。

昭和51年8月6日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 1 契約の目的 市立鶴山台北小学校増築工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠 雄

- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 168,000,000円
- 5 契約の相手方 大阪府和泉市旭町37番地の4  
 榑竹内建設  
 代表取締役 竹内 務
- 6 工期 自 昭和 年 月 日(議決の日)  
 至 昭和52年 2月28日
- 7 契約保証金 8,400,000円
- 8 保証人 大阪府和泉市箕形町437-4  
 小野林建設 ㈱  
 代表取締役 小野林 徳一

議案第66号参考資料

市立鶴山台北小学校増築工事概要

- 1 工事場所 和泉市鶴山台地内
- 2 敷地面積 22,055㎡
- 3 工事種別 増築
- 4 構造及び規模 鉄筋コンクリート造 2階及び3階建、延床面積 1,656㎡  
 普通教室 12、図工室 1、音楽室 1  
 下足ホール、便所、その他

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。
- 市参与(中塚白君) お許しを得まして、議案第66号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、鶴山台北小学校増築工事でございます。契約金額1億6千8百万円をもって、契約の相手方、大阪府和泉市旭町37番地の4、榑竹内建設代表取締役竹内務と、工期は、御議決の日より昭和52年2月28日までをもって契約しようとするものでございます。

なお、工事内容につきましては、鉄筋コンクリート造2階及び3階建、延床面積千六百五十六平方メートルで、詳細は参考資料記載のとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

- 議長(貝淵博治君) 本件につきましては、午前中の議員総会でお願ひしたとおりでございます。理事者の不手際を深くおわび申し上げます。それでは、質疑、御意見を承ります。

- 18番(直村静二君) 私は質問したくないんですが、聞きたいということです。また、竹内建設が出てますが、いま、竹内建設が和泉市内でやっている建設工事の種目、件数、同時にたくさんやってるんじゃないかかと思しますので、すでに着工してる分について御報告願いたい。いろんな面で無理してるのではないかという疑念、心配がありますのでね。
- 議長(貝淵博治君) 答弁。
- 市参与(中塚白君) これは私の方に資料がございまして、議員さんがお越しになってごらんになる分には差し支えございませんので、どうぞ来ていただければかようにも御説明も申し上げます。そういうことで御解釈賜りたいと思います。
- 18番(直村静二君) 直接来てくれたらええと、先に聞きに行ったらよかったんやが、議会で質問してるんやから、議会で答弁するのが筋と違いますか。公開の席でやってるんやから、ほかの議員さんかてどんな答えをするのかとも思っておられますからね。
- 議長(貝淵博治君) 後からよろしく。ほかに質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第66号を原案どおり可決決定いたします。

- 議長(貝淵博治君) 次に、日程第五「和泉市身障者福祉に関する請願書」を議題といたします。

請願を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 和泉市身障者福祉に関する請願書

紹介議員	
和泉市議会議員	松尾千代一 ㊟
同	三井正光 ㊟
同	吉川伊与一 ㊟
同	横田憲治郎 ㊟

和泉市議会議員

直 村 静 二 ㊟

同 藤 原 要 馬 ㊟

同 金 沢 勝 ㊟

同 坂 上 国 治 ㊟

### 請 願 の 趣 旨

私達は、身体障害者であります。日夜福祉向上を熱望し活動を進めております。和泉市では老人いこいの家が建設され同和事業では老人センター並びに身障センターが完成しています。先日は、市庁舎前に身障者用のスロープが設置される事となつたと聞きおよび、大変感謝しております。

私達は一個の人間として社会生活に参加し、市民参加の生きがいを求めているものです。最近の物価高の為に私達は大変困窮しています。この10月に阪南スポーツ大会が忠岡町で行われますが、是非参加したく思っております。視力、聴覚、肢体の各障害者はそれぞれの分野で活動を行うべく努力していますが、何れも財政的困難につき当ります。

一人一人の自覚を高める研修費にも困っているのです。

私達のさゝやかな要望を実現して頂きたくこゝに請願するものであります。

### 請 願 事 項

1. 現在市から研修費及び団体助成金として22万9千円が交付されておりますが、これを年額50万円に増額交付して下さい。
1. 和泉市重度障害児童等給付金制度を4・5・6級者まで給付資格者を広げて下さい。

昭和51年8月6日

代 表 者

和泉市身障者福祉会々長

角 谷 順 三 ㊟

和泉市議会議長

貝 淵 博 治 殿

- 議長（貝淵博治君） 請願の趣旨説明を願います。
- 11番（三井正光君） 身障の請願でございますが、内容については局長から朗読されたので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。本請願につきましては、十分御審議を願いたいと思っておりますので、所管の厚生文教委員会に付託して閉会中に御審議をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでありますので、厚生文教委員会に付託することに決定いたします。厚生文教委員の皆さんにはまことに御苦勞でございますが、よろしくお願ひいたします。

- 
- 議長（貝淵博治君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたしたいと思います。
- 閉会に先立ち市長のあいさつを許します。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。
- 本日、お願ひ申し上げました臨時会も大変厳しい暑さの折にもかかわらず慎重御審議をいただきまして、全議案を御可決賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。
- 光陰矢のごとしと申しますが、月日のたつのはまことに早いものでございまして、議員皆様方の任期も間近に迫り、市議会も特に緊急案件のない限り、本日をもつて最終議会となりました。本席をお借りいたしまして一言、御礼を申し上げたいと存じます。
- 議員皆様方にはこの4年間、市民福祉と和泉市政発展のために日夜を分かたぬ御尽力を寄せられたのでありまして、ここに深く敬意と感謝を表する次第でございます。特にこの4年間は、石油ショックに端を発した経済不況がそのまま地方財政に影響を来し、未曾有の財政危機を迎え、本市にとってもかつてない苦難の連続でございました。それだけに皆様方の御苦勞もはかり知れないものがありましたが、おかげをもちまして、厳しい中でも市政も何とか市民の御要望におこたえして進展を見るに至りましたことは、まことに御同慶にたえない次第でございます。
- いよいよ9月22日をもつて任期満了と相なるわけでございますが、次期市議選に立候補される皆様方には御健闘いただきましてめでたく御当選になり、再びこの議場でお目にかかれることを心からお祈りし、お待ち申し上げます。



なおこの際、後進に道を譲られ御勇退される方々におかれましては、今後、市議会の議席を離れられましても御在任中と変わることなく、市政に対し何かと御指導、お力添えを賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

なおまた、私も皆様方の温かい御指導と御支援をいただき重責を果たしてまいりましたが、生来の未熟なため、常々皆様方に御迷惑をおかけし、また、礼儀を失することも多かつたことと存じますが、深くお詫びを申し上げますとともに、お寄せいただきました御厚情に対し心から御礼申し上げる次第でございます。

終わりに臨みまして、皆様方のますますの御健勝と御繁栄を心の底から祈念いたしまして、はなはだ簡単でございますが、御礼のごあいさつにかえさせていただきたいと存じます。本当にどうもありがとうございました。

○  
(議長あいさつ)

- 議長(貝淵博治君) 議員の皆様方に対しましてこの際一言、御礼を兼ねごあいさつを申し上げます。

本臨時会に際しましては、皆様方にはまことにお忙しい中、長時間にわたりまして慎重御審議を賜り、ここに全議案を終了できましたことを議長として衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて御在任中、幾多の功績を残されました現議員各位の任期もいよいよ間近に迫りました。皆様と議場でお目にかかることは緊急案件がない限り、本日をもって恐らく今任期中の最後となるのではないかと存じます。いま静かに過ぎし過去4カ年の市政の跡を振り返りますと、本市にとりましては多事多難な期間であったと思います。とりわけ、財政再建団体転落の一步手前という緊迫した中で、同対審答申に基づく同和对策事業特別措置法の施行並びに学校施設を初め、福祉、産業、衛生、建設、水道、消防及び病院行政など、各般にわたる諸事業の遂行など、あれやこれやと考えてまいりますと、過去の4年の歳月は、本市にとって終始イバラの道であり、苦難の連続でありましたが、またそれだけに、実質的には過去歴代の議会をはるかにしのぐ充実したものであつたろうと思います。議員各位が一致協力せられ、理事者とともに理想都市建設に邁進し、今日のごとき発展成長を遂げるに至りましたことは、皆様方とともに御同慶にたえないところでございます。

しかしながら、時代の推移とともに行政需要は一段と高度化し、今後、さらに質的に向上する中、わが和泉市としても万難を克服し、もって12万市民の負託にこたえるべく、なお一層の努力をしなければならぬことを痛感するものでございます。この厳しい現実に対処するため今後、議員皆様方のより以上の御協力、御支援がなければならぬと存じます。

承りますれば、現在のところ、ほとんどの方は引き続き立候補されるとのことでございますが、この際、後進に道を譲られる方もあるように伺っております。引き続き御出馬なさる方には御健闘をいただき、めでたく御当選になり、再びこの議場に相まみえまして、将来の和泉市建設に御協力賜りますようお願いより念願する次第でございます。

本期をもちまして御勇退になる方々におかれましては、本当に長い間御苦労でございました。この御功績に対しまして衷心より感謝申し上げますとともに、今後、たとい市会の議席を離れましても、御在任中と変わることなく、いつまでも御健康で、市政に対しまして従来どおり、何かと御指導、お力添えを賜りますよう、特にお願いを申し上げます。

なお、私は皆様の温かい御理解と御支援のもとによりやくその重責を果たしてまいりましたが、未熟なため非常に皆様方に御迷惑をおかけし、また、礼儀を失することも多かつたとは存じますが、この際、年来の御厚情に対しまして心を込めまして御礼を申し上げますとともに、数々の御無礼に対し深くおわびを申し上げます。

最後に、くれぐれも健康に御留意くださいます、尽きませぬ名残を込めましてお別れのごあいさついたします。

これをもって第2回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後2時40分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会 議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員